

新ぐんまチャレンジ支援金のご案内



特例の追加により

要件の対象月を拡充します

新型コロナウイルス感染症の第7波や
長引く原油価格・物価高騰の影響があった事業者の皆様のために、
新ぐんまチャレンジ支援金に「感染期特例」を追加しました。

感染期特例とは

仕入金額・経費の要件における対象月を、6月以降にも拡充し、

令和4年5月以降の連続する2ヶ月 から選択できます

(…例えば、令和4年7月・8月と、比較年の7月・8月を比べることができます)

その他の主な特例

◆経費率増加特例

売上減少に伴い、仕入金額・経費も減少しているが、経費率が増加している場合の特例
→経費率(経費/売上)が10%以上増加していれば、仕入金額・経費の要件を満たしたとみなします。

特例の詳細は、以下の県HPをご覧ください。支援金コールセンターまでお問い合わせください。

ご注意ください!

- ◆事前申請を行う場合、申請を審査事務局で受け付けてから仮支給決定に至るまで、審査に概ね1ヶ月程度を要することを考慮して申請してください。
- ◆令和5年1月31日(火)までに、完了報告を含め全ての手続きが完了しない取組は対象外となりますので、なるべく早い時期での申請をおすすめします。

問い合わせ先

新ぐんまチャレンジ支援金コールセンター

☎ **0120-977-289**

(土日・祝日含む9:00~17:00)

県HP

